



島根県報

平成21年 2月24日 (火)

号外 第 2 1 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱

(農 業 経 営 課) 2

告 示**島根県告示第113号**

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成21年 2 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱

(利子補給)

第 1 条 県は、平成21年 1 月からの積雪による被害（平成20年度において発生したものに限り。以下「雪害」という。）を受けた農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）を支援するため、当該農業者等に別表に掲げる平成20年度雪害対策資金（以下「雪害対策資金」という。）を貸し付ける融資機関に対し、予算の範囲内において平成20年度雪害対策資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子補給率)

第 2 条 利子補給金の交付の率は、別表の利子補給率欄に掲げるとおりとする。

(融資機関の範囲)

第 3 条 利子補給金の交付の対象となる融資機関は、次に掲げる者のうち、知事と利子補給契約を締結した者とする。

- (1) 島根県の区域内（以下「県内」という。）に主たる事務所を置く農業協同組合で、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第 1 項第 2 号に掲げる事業を行うもの
- (2) 県内に店舗を有する銀行及び信用金庫

(利子補給金の額)

第 4 条 県が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における雪害対策資金につき、別表に規定する利子補給率ごとに算出した融資の平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を当該計算期間の日数で除して得た金額をいう。）に対して、それぞれ利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第 5 条 融資機関は、利子補給金を請求しようとするときは、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る利子補給金についてはその年の 7 月 31 日までに、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の 1 月 31 日までにそれぞれ平成20年度雪害対策資金利子補給金請求書（様式第 1 号）に平成20年度雪害対策資金利子補給金計算明細書（様式第 2 号）を添えて、知事に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第 6 条 知事は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当と認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までにこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第 7 条 知事は、県の利子補給金の交付に係る雪害対策資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由により補助金等交付規則、この告示又は第 3 条の利子補給契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の義務等)

第 8 条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給金の交付に係る雪害対策資金の融資に関し報告を求めたと

き、又はその職員をして当該資金の融資に関する帳簿、書類等を調査させるときは、これに協力しなければならない。
(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、雪害対策資金の取扱い及び利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年 2月24日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

雪害対策資金の種類	貸付条件	利子補給率	貸付対象者
<p>1 施設等資金（雪害を原因とするものに限る。）</p> <p>農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金その他知事が定める資金</p>	<p>1 貸付利率 知事が別に定める率</p> <p>2 貸付限度額 個人にあつては1,500万円、法人及び団体にあつては3,000万円</p> <p>3 償還期限 15年以内</p> <p>4 据置期間 3年以内</p>	<p>年1.25パーセント</p>	<p>雪害を受けた農業者等であつて、知事が別に定めるもの</p>
<p>2 運転資金（雪害を原因とするものに限る。）</p> <p>農畜産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、飼料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設等の修繕費について貸し付ける資金</p>	<p>1 貸付利率 知事が別に定める率</p> <p>2 貸付限度額 個人にあつては、160万円。ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額（500万円を限度とする。）とする。 法人及び団体にあつては、160万円に法人又は当該団体の構成員の人数を乗じて得た額。ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額（1,000万円を限度とする。）とする。</p> <p>3 償還期限 10年以内</p> <p>4 据置期間 3年以内</p>		

様式第 1 号 (第 5 条関係)

平成20年度雪害対策資金利子補給金請求書

第 号
年 月 日

島根県知事 様

所在地
融資機関 名 称
代表者 ⑩

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり利子補給金計算明細書を添え、
年 月 日から 年 月 日までの利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 金 円

様式第2号 (第5条関係)

平成20年度雪害対策資金利子補給金計算明細書

融 資 機 関 名

承認年月日	借入金 (千円)	利子補給対象 借入者名	貸付実行年月日	償還 期日	据置 期間	期首貸付残高(千円)		移動 月日	期中貸付額 (千円)	期中償還額(千円)			当期発生 延滞額 (千円)	期末貸付残高(千円)		貸付期間 月日～月日	融資平均残高(円) (融資残高×貸付日数)÷365	県利子 補給率 %	県利子 補給金 (円)
						融資残高	延滞額			約定分	繰上分	延滞分		約定融資残高	延滞額				
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年															